



# 熊本県公報

第 1 1 8 4 5 号

平成 21 年 9 月 29 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の告示…………… (県政情報室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 3
- 最低制限価格調査事務処理要領の一部改正…………… (管理調達課) 4
- 低入札価格事務処理要領の一部改正…………… ( // ) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( // ) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( // ) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… ( // ) 5
- 道路の供用開始…………… ( // ) 5

### 公 告

- 基本測量の実施…………… (監理課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に  
基づく情報提供手数料の額…………… (情報企画課) 6
- 農地保有合理化事業規程の変更承認…………… (農村・担い手支援課) 7
- 農地保有合理化事業規程の変更承認…………… ( // ) 7
- 農地保有合理化事業規程の変更承認…………… ( // ) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 8
- 平成20年度熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表…………… (人事課) 8
- 平成21年度熊本県准看護師試験の実施…………… (医療政策総室) 57

### 登 載 依 頼

- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則(熊本県公安  
委員会規則第11号)…………… (警察本部交通規制課) 60
- 銃刀法第12条の3に伴う医師の指定の告示…………… (警察本部生活安全企画課) 60
- 平成21年度第2回熊本県医療審議会の開催…………… (熊本県医療審議会) 61

## 告 示

**熊本県告示第904号**  
 平成13年4月1日熊本県告示第279号の10(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のように改正する。  
 平成21年9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表中熊本県男女共同参画審議会公募委員選考審査の項中「男女共同参画・パートナーシップ推進課」を「男女参画・協働推進課」に改め、同表中

熊本県福祉サービス第 三者評価 評価調査者 養成研修修了試験	修了試験の得点	合格発表の日 から1月	健康福祉政 策課福祉の まちづくり 室
--------------------------------------	---------	----------------	------------------------------

を

熊本県福祉サービス第 三者評価 評価調査者 養成研修修了試験	修了試験の得点	合格発表の日 から1月	健康福祉政 策課福祉の まちづくり 室
--------------------------------------	---------	----------------	------------------------------

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会公募委員選考審査	第一次選考において第二次選考の対象とならなかった者に対しては第一次選考の得点及び順位、第二次選考受験者には順位	選考結果発表の日から 1 月	少子化対策課	に
-------------------------------	---	----------------	--------	---

熊本県調理師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から 1 月	健康づくり推進課	を
----------	-------------	--------------	----------	---

熊本県調理師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から 1 月	健康づくり推進課	に
----------	-------------	--------------	----------	---

熊本県NICU入院児支援コーディネーター嘱託員採用試験	総合順位及び得点	合格発表の日から 1 月	健康づくり推進課	に
-----------------------------	----------	--------------	----------	---

改め、同表熊本県ジュニアチャレンジ事業 高校生ボランティアリーダー選考会の項中「熊本県ジュニアチャレンジ事業 高校生ボランティアリーダー選考会」を「熊本県ジュニアドリーム事業ボランティアリーダー選考会」に「ボランティアリーダー決定者氏名、得点及び順位」を「得点及び順位」に改め、同表中

熊本県水産研究センター臨時職員採用試験	受験者に対して総合順位及び総合得点	合格発表の日から 1 月	水産研究センター総務課	を
---------------------	-------------------	--------------	-------------	---

熊本県水産研究センター臨時職員採用試験	受験者に対して総合順位及び総合得点	合格発表の日から 1 月	水産研究センター総務課	に
---------------------	-------------------	--------------	-------------	---

熊本県企業局臨時職員採用試験	教養試験不合格者に対しては教養試験の順位及び得点、人物試験受験者に対しては総合順位及び総合得点	合格発表の日から 1 月	企業局総務経営課	に
----------------	---	--------------	----------	---

改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館総合受付嘱託員）、熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館しごと支援相談員）、熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館情報ライブラリー嘱託員）、熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館女性総合相談員）及び熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館男女共同参画・パートナーシップ推進課）を「男女共同参画・協働推進課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（旅券業務関係非常勤職員）の項中「国際課旅券センター」を「観光交流国際課国際交流室旅券センター」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所女性相談員）の項中「男女共同参画・パートナーシップ推進課」を「健康福祉政策課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所療育手帳電算処理）の項中「熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所療育手帳電算処理）」を「熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所療育手帳電算処理嘱託員）」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所妊娠電話相談員）の項中「熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所妊娠電話相談員）」を「熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所妊娠電話相談員）」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所身体障害者手帳交付台帳管理専門員）の項及び熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所言語聴覚指導員）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所身体障害者手帳電算処理）の項中「熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所身体障害者手帳電算処理）」を「熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所身体障がい者手帳電算処理嘱託員）」に改め、同表中

熊本県非常勤職員採用試験 (肝炎対策用務嘱託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の順位及び得点、2 次試験受験者に対しては総合順位及び総合得点	合格発表の日から 1 月	健康危機管理課
-----------------------------	---	--------------	---------

を

熊本県非常勤職員採用試験 (肝炎対策用務嘱託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の順位及び得点、2 次試験受験者に対しては総合順位及び総合得点	合格発表の日から 1 月	健康危機管理課
熊本県保健環境科学研究所臨時職員採用試験	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	保健環境科学研究所

に

熊本県非常勤職員採用試験 (熊本県産業技術センター研究部門嘱託員)	総合順位及び総合得点	合格発表の日から 1 月	産業支援課
-----------------------------------	------------	--------------	-------

を

熊本県非常勤職員採用試験 (熊本県産業技術センター研究部門嘱託員)	総合順位及び総合得点	合格発表の日から 1 月	産業支援課
熊本県非常勤職員採用試験 (熊本県産業技術センター非常勤研究員)	総合順位及び総合得点	合格発表の日から 1 月	産業支援課

に

改め、同表熊本県非常勤職員採用試験 (貸金業相談指導業務嘱託員) の項を削る。

**熊本県告示第 9 0 5 号**

障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
障がい者支援センター 上益城きぼうの家 上益城郡山都町下馬尾 2 9 8 番地 4	N P O 法人上益城きぼうの家 上益城郡山都町下馬尾 2 9 8 番地 4 緒方 省吾	平成 2 1 年 9 月 3 0 日	4311440145	就労継続支援 B 型

**熊本県告示第 9 0 6 号**

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領  
最低制限価格事務処理要領（平成 1 6 年熊本県告示第 2 7 4 号）の一部を次のように改正する。  
3 中「1 0 分の 6」を「1 0 分の 8」に改め、4 の (2) 中「6 / 1 0」を「8 / 1 0」に改める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 9 0 7 号**

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領  
低入札価格調査事務処理要領（平成 1 5 年熊本県告示第 3 6 6 号）の一部を次のように改正する。  
3 の (2) 中「1 0 分の 6」を「1 0 分の 8」に改める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 9 0 8 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
生活介護事業所 愛隣倶楽部 山鹿市津留 2 0 4 1 - 1	社会福祉法人 愛隣園 山鹿市津留 1 9 1 0 番地の 1 三浦 一水	平成 2 1 年 1 0 月 1 日	4310500170	生活介護

**熊本県告示第 9 0 9 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
わいわい虹の村 八代市坂本町川嶽 2 4 3 9 - 1	社会福祉法人 川岳福祉会 八代市坂本町坂本 1 0 7 1 番地 光永 唯子	平成 2 1 年 1 0 月 1 日	4310200383	就労継続支援 B 型

**熊本県告示第 9 1 0 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害者支援施設等を次のとおり指定した。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在	事業者の名称、主たる事	指定年月日	事業所番号	サービスの種
-----------	-------------	-------	-------	--------

地	務所の所在地及び代表者の氏名			類
第二おぐに学園 阿蘇郡小国町大字宮原 原 2 6 1 7 番地	小国町 阿蘇郡小国町大字宮原 1 5 6 7 番地 1 北里 耕亮	平成 2 1 年 1 0 月 1 日	4311350039	施設入所支援 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 B 型 短期入所

**熊本県告示第 9 1 1 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 9 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 6 7 号	人吉市木地屋町字道ノ上 2 6 0 1 番 3 地先から 同所 2 6 0 1 番 3 地先まで	46.0	単防災 (法面 保護工)
		人吉市東大塚字谷ノ平 2 5 8 2 番 4 地先から 同所 2 5 8 1 番 1 地先まで	175.0	

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 9 月 3 0 日

**熊本県告示第 9 1 2 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 9 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	球磨郡五木村甲字北西谷 6 6 9 2 番 1 地先から 同所 6 6 8 7 番 1 地先まで	137.8	国防災 (法面 保護工)
主要地方道	天瀬阿蘇線	阿蘇市山田字端辺 2 0 9 0 番 4 地先から 同所 2 0 9 0 番 4 地先まで	560.0	緊道整 B (バ イパス)

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 9 月 3 0 日

**熊本県告示第 9 1 3 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 9 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において

て一般の縦覧に供する。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水上線	人吉市願成寺町字下石清水 1 3 1 1 番 3 地先から 同所 1 3 0 9 番 2 地先まで	116.8	交安統 合（改 築によ る拡幅）

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 9 月 2 9 日

公 告

熊本県公告第 5 1 3 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 1 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（地理識別子整備業務）	平成 2 1 年 9 月 2 8 日から 平成 2 2 年 3 月 2 6 日まで	熊本市、八代市、荒尾市、 天草市、菊池郡菊陽町
基本測量（基準点現況調査作業）	平成 2 1 年 1 0 月 1 日から 平成 2 2 年 2 月 2 6 日まで	熊本市、八代市、人吉市、 荒尾市、水俣市、玉名市、 天草市、山鹿市、菊池市、 宇土市、宇城市、阿蘇市、 合志市、下益城郡城南町、 玉名郡長洲町、鹿本郡植木 町、菊池郡大津町、同菊陽 町、上益城郡御船町、同益 城町、同甲佐町、葦北郡芦 北町

熊本県公告第 5 1 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(第一工区)  
荒尾市上井手字栗山 8 5 2 番 1 5、同 8 5 2 番 1 6、同 8 5 2 番 1 9 及び 8 5 2 番 2 0  
2, 0 6 0. 1 3 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
荒尾市上井手 8 5 2 番地 7  
高本 武

熊本県公告第 5 1 5 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 1 5 年熊本県条例第 7 0 号）第 3 条台 3 項の規定により、次のとおり情報提供手数料の額を承認したので、熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則（平成 1 6 年熊本規則第 1 号）第 6 条の規定により公告する。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 情報提供手数料  
情報提供手数料は、協定書を取り交わした署名検証者又は団体検証者ごとに徴収する。  
(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 1 7 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政

- 手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「行政手続 IT 利用法」という。）第 2 条第 2 号のハに掲げるものが署名  
 検証者の場合の情報提供手数料は、無料。
- (2) 公的個人認証法第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続 IT 利用法第 2 条第 2 号のハに掲げるもの以外の行政機関等及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる者が署名検証者の場合の情報手数料は、次のとおり。
- ア CR L 提供方式及び OCSP 提供方式による失効情報の提供に係る手数料
- (ア) 毎日全都道府県認証局の失効情報を取得する場合は、年間 3,500,000 円（以下「年額」という。）
- (イ) 1 年のうち決まった日数のみ全都道府県認証局の失効情報を取得する場合は、「事務費用（年間 100,000 円）」及び「年額に、失効情報を取得した期間を 200 で除して得た数を除して得た数を乗じて得た額」の合計額ただし、得られた額の端数処理については、1,000 円未満を切り下げた額とする。
- (ウ) (ア)及び(イ)ともに特定の全都道府県認証局の失効情報のみを取得する場合は、「事務費用（年間 100,000 円）」及び「(ア)及び(イ)により算出した額から事務費用を除いたそれぞれの額に、当該全都道府県認証局数を 47 で除して得た数を乗じて得た額」の合計額ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。
- (ア)の場合については、10,000 円未満を切り上げた額
- (イ)の場合については、1,000 円未満を切り上げた額
- イ 失効情報ファイルの提供に係る手数料は、1 日かつ 1 全都道府県当たり 700 円  
 複数署名検証者等による共同運営の電子申請システムの場合は、主たる署名検証者等（代表者）から一括徴収することもできる。
- (3) 公的個人認証法第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる者が署名検証者の場合の情報手数料は、(2)と同額
- (4) 公的個人認証法第 17 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者が署名検証者の場合の情報手数料は、(2)と同額
- (5) 公的個人認証法第 17 条第 1 項第 6 号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額
- (6) 公的個人認証法第 17 条第 5 項第 1 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額
- (7) 公的個人認証法第 17 条第 5 項第 2 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2)と同額
- 2 適用期間  
 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

熊本県公告第 516 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 21 年 9 月 29 日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農地保有合理化法人の名称 熊本市農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 熊本市農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容  
 「農地保有合理化事業規程例」（「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」（平成 12 年 9 月 1 日付け 12 構改 B 第 846 号農林水産事務次官依命通知）別添 2）に即した事業規程の一部改正

熊本県公告第 517 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 21 年 9 月 29 日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農地保有合理化法人の名称 阿蘇農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 阿蘇農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容  
 「農地保有合理化事業規程例」（「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」（平成 12 年 9 月 1 日付け 12 構改 B 第 846 号農林水産事務次官依命通知）別添 2）に即した事業規程の一部改正

**熊本県公告第518号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農地保有合理化法人の名称 上益城農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 上益城農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容  
「農地保有合理化事業規程例」（「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知）別添2）に即した事業規程の一部改正

**熊本県公告第519号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字須屋久保1900番58  
1,421.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市流通団地二丁目11番地  
株式会社エブリワン

**熊本県公告第520号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇城市松橋町西下郷字深田1440番2  
590.29平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市呉服町三丁目31番  
株式会社共生住建

**熊本県公告第521号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字拾八町1626番32、同1626番35及び同1626番68  
1,347.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市健軍一丁目27番1号  
株式会社愛住宅

**熊本県公告第522号**

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）第6条の規定により、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成21年9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 職員の任免及び職員数の状況  
(1) 職員の採用  
平成20年度に新たに採用された一般職（臨時職員を除く。）の職員及び再任用された職員の状況は、次のとおりです。

【新規採用】

(単位：人)

区 分	試験の種類			選 考	任期付	合 計
	大卒程度	短大卒程度	高卒程度			
一般行政職	59	0	14	22	24	119
警 察 職	92	0	59	0	0	151
教 育 職	0	0	0	239	0	239
企 業 職	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0
合 計	151	0	73	261	24	509

【再任用】

(単位：人)

区 分	フルタイム	短時間	合 計
一般行政職	44	6	50
警 察 職	2	0	2
教 育 職	91	0	91
企 業 職	1	0	1
技能労務職	4	1	5
合 計	142	7	149

※任期更新を含む

(注) 一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりです。

- ① 一般行政職 ②～⑤以外の職員
- ② 警 察 職 公安職給料表が適用される職員
- ③ 教 育 職 教育職給料表が適用される職員
- ④ 企 業 職 企業職給料表が適用される職員
- ⑤ 技能労務職 技能労務職給料表が適用される職員

(2) 職員の離職

平成 20 年度に離職した一般職（臨時職員を除く。）の職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	普通退職	
一般行政職	194	53	0	3	0	5	27	35	317
警 察 職	96	27	1	1	0	5	2	44	176
教 育 職	224	72	0	4	0	8	30	27	365
企 業 職	1	4	0	0	0	0	0	2	7
技能労務職	8	4	0	0	0	2	1	3	18
合 計	523	160	1	8	0	20	60	111	883

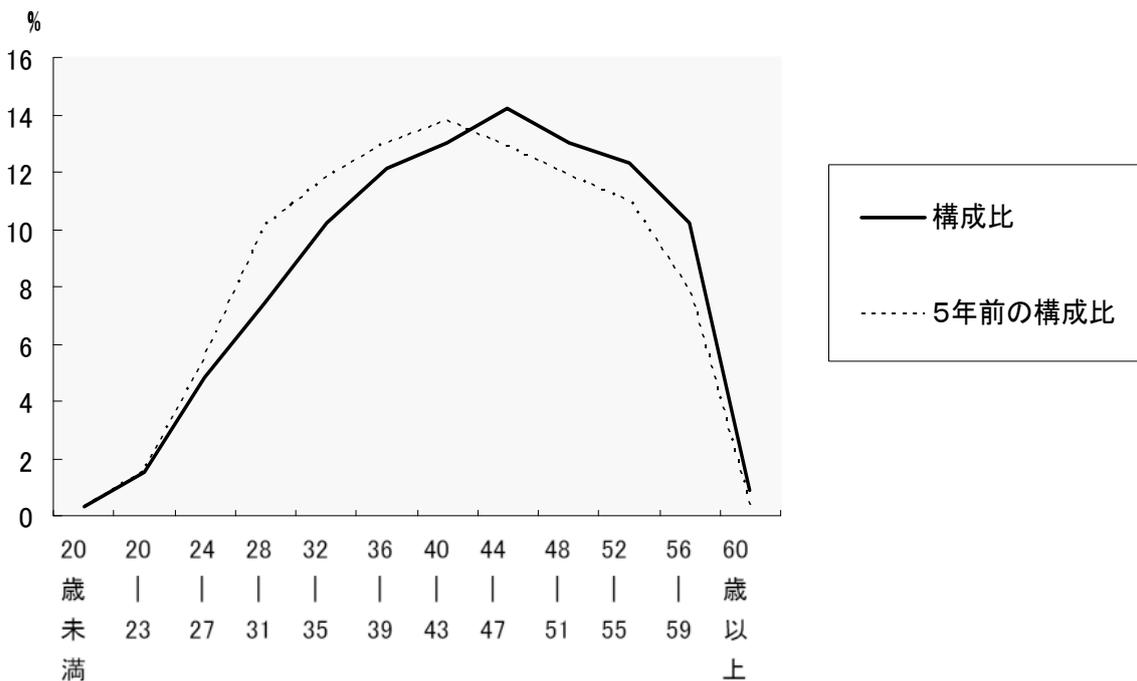
(3) 職員数の状況

- ① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成20年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	32	33	△ 1	運転士を管財課へ移管
		総 務	767	802	△ 35	行政経営課の廃止、特定政策推進室の廃止、重点施策推進室の廃止
		税 務	261	266	△ 5	本庁税務課班統合
		労 働	84	87	△ 3	庶務事務集中化
		農林水産	1,406	1,433	△ 27	各地域振興局の農業振興課と農業普及指導課を統合
		商 工	190	205	△ 15	職員派遣(スタンフォード大学、物産振興協会)の見直し
		土 木	934	979	△ 45	熊本土木事務所及び地域振興局土木企画調査業務の本庁集約
		民 生	453	463	△ 10	保育大学校の廃止
		衛 生	600	597	3	認知症対策・地域ケア推進室設置
	計	4,727	4,865	△ 138	(参考:人口10万人当たり職員数 257人)	
	教 育 部 門	14,904	15,065	△ 161	学級数減に基づく教職員の減	
	警 察 部 門	3,427	3,434	△ 7	事務の統廃合縮小	
	小 計	23,058	23,364	△ 306	(参考:人口10万人当たり職員数 1,254人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	90	89	1	医師欠員補充	
	下 水 道	8	8	0		
	そ の 他	95	89	6	荒瀬ダム関係業務量増	
	小 計	193	186	7		
合 計			23,251	23,550	△ 299	(参考:人口10万人当たり職員数 1,264人)
			[26,805]	[26,793]	[12]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。  
 2 [ ] 内は、条例定数の合計である。  
 3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

② 年齢別職員構成の状況（平成 2 1 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 81	人 350	人 1,114	人 1,712	人 2,375	人 2,817	人 3,014	人 3,308	人 3,033	人 2,866	人 2,374	人 207	人 23,251

③ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成 1 7 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
24,285 人	23,108 人	△ 1,177 人	△ 4.8 %

(参考) 熊本県行財政改革基本方針における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	4.8%削減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	17年～21年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
知事部局	職員数	5,154	5,093	5,018	4,908	4,773	-	4,793
	増減		△ 61	△ 75	△ 110	△ 135	△ 381 (105.5%)	△ 361 (△7.0%)
教育委員会	職員数	15,462	15,339	15,188	15,029	14,869	-	14,725
	増減		△ 123	△ 151	△ 159	△ 160	△ 593 (80.5%)	△ 737 (△4.7%)
警察本部	職員数	3,377	3,309	3,426	3,433	3,425	-	3,415
	増減		△ 68	117	7	△ 8	48 (△126.3%)	38 (1.1%)
その他	職員数	292	196	191	184	188	-	175
	増減		△ 96	△ 5	△ 7	4	△ 104 (88.9%)	△ 117 (△40.0%)
計	職員数	24,285	23,937	23,823	23,554	23,255	-	23,108
	増減		△ 348	△ 114	△ 269	△ 299	△ 1,030 (87.5%)	△ 1,177 (△4.8%)

- (注) 1 計画期間は、平成 1 7 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 4 月 1 日の 5 年間である。  
 2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 知事部局職員数は、病院局の職員を含む。  
 4 その他職員数は、企業局、各種委員(会)事務局、議会事務局、県立大学派遣職員の計。  
 5 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画 1 年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。  
 6 職員数は、市町村派遣医師を含み、1 年以上の臨時職員を除く。

2 職員の給与の状況

平成 21 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値については、現在、国において集計していますので、確定後公表します。

(1) 総括

① 人件費の状況 (普通会計決算)

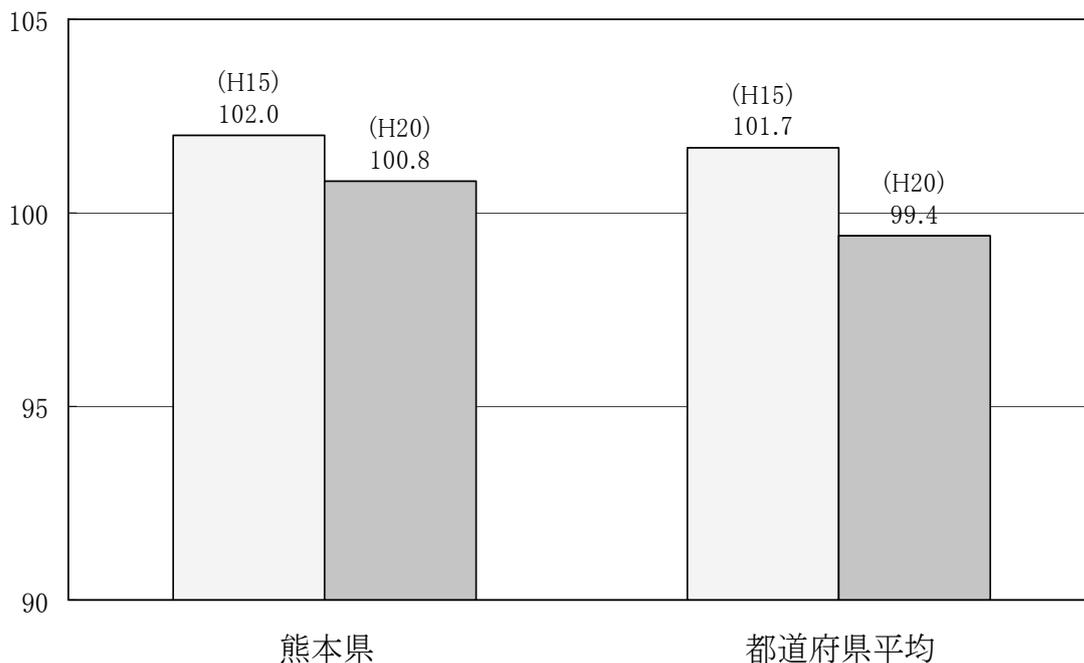
区 分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
20年度	人 1,839,309	千円 724,824,655	千円 9,226,722	千円 228,525,461	% 31.5	% 31.7

② 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	人 23,363	千円 107,964,862	千円 18,567,405	千円 43,950,537	千円 170,482,804	千円 7,297

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成 20 年 4 月 1 日現在の人数である。

③ ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	44.0 歳	341,237 円	400,661 円	370,293 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	46.9 歳	445 人	319,504 円	355,580 円	338,670 円
うち用務員	46.2 歳	250 人	315,034 円	350,818 円	334,255 円
うち運転士	50.3 歳	89 人	339,264 円	379,685 円	360,021 円
うち学校給食員	42.1 歳	9 人	281,052 円	300,913 円	291,997 円
うち巡視	50.6 歳	6 人	342,620 円	375,337 円	368,037 円
国	歳	人	円	—	円
都道府県平均	歳	人	円	円	円

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
熊本県	—	—	—
うち用務員	5,778,100 円	円	
うち運転士	6,278,800 円	円	
うち学校給食員	5,096,800 円	円	
うち巡視	6,244,700 円	円	

- (注) 1 平成 21 年 4 月 1 日現在の技能労務職給料表適用者(国の海事職俸給料表(二)の適用を受ける職員に相当する職員及び企業局の職員を除く。)を対象に作成している。  
 なお、「うち用務員」には、用務員の他、監視員、業手及び学校技師を含む。  
 2 年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

ウ 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	42.9 歳	364,273 円	416,536 円
都道府県平均	歳	円	円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	44.3 歳	380,839 円	427,749 円
都道府県平均	歳	円	円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	40.7 歳	328,696 円	433,612 円	352,495 円
国	歳	円	—	円

都道府県平均	歳	円	円	円
--------	---	---	---	---

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 21 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	167,034 円	172,200 円
	高 校 卒	135,897 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	142,299 円	-
	中 学 卒	126,585 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	187,016 円	-
	高 校 卒	-	-
小・中学校教育職	大 学 卒	187,016 円	-
	高 校 卒	-	-
警 察 職	大 学 卒	186,531 円	200,000 円
	高 校 卒	156,655 円	158,100 円

(注)本県の初任給の額は、抑制措置後の額です。

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	255,642 円	311,192 円	364,130 円
	高 校 卒	212,164 円	261,199 円	314,511 円
技能労務職	高 校 卒	203,191 円	243,144 円	262,953 円
	中 学 卒	213,040 円	239,535 円	261,342 円
高等学校教育職	大 学 卒	295,837 円	355,142 円	390,133 円
	高 校 卒	-	-	-
小・中学校教育職	大 学 卒	297,692 円	355,654 円	385,845 円
	高 校 卒	-	-	-
警 察 職	大 学 卒	276,480 円	327,925 円	384,249 円
	高 校 卒	242,821 円	285,280 円	345,472 円

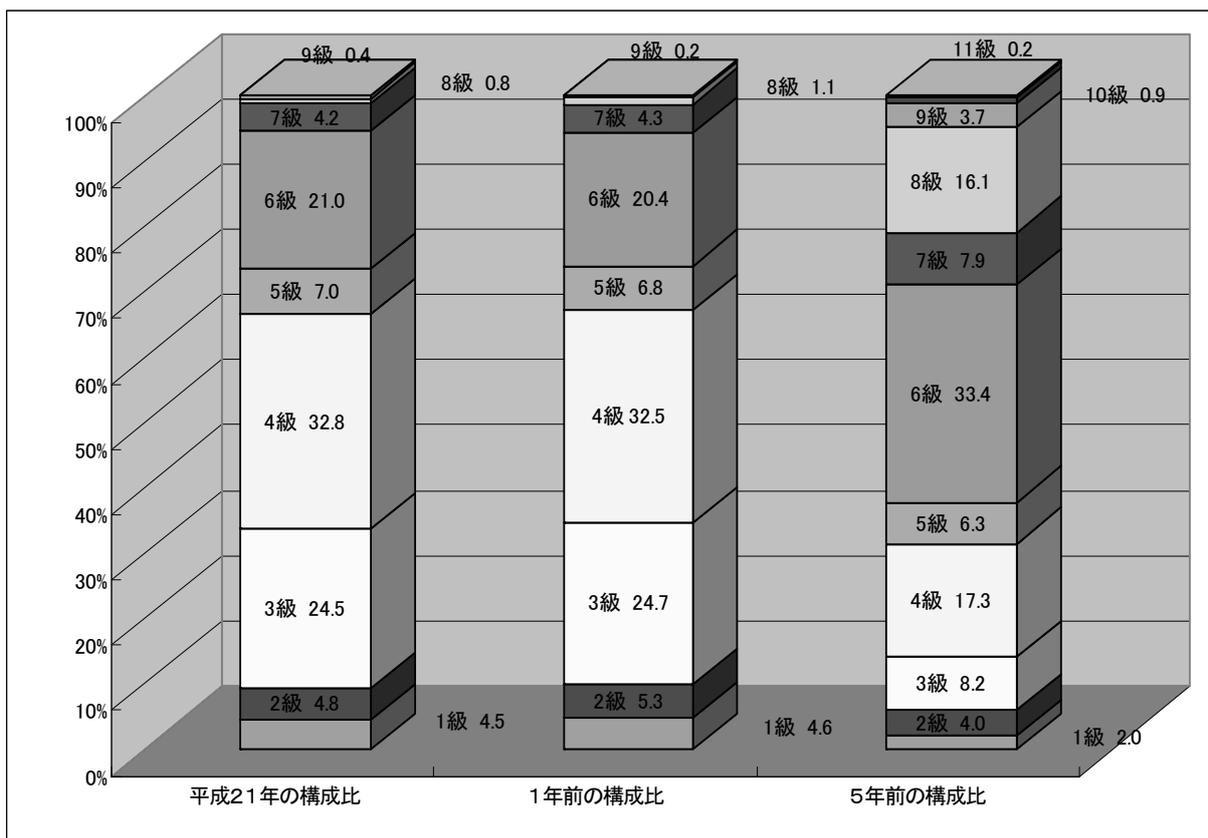
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 228	% 4.5
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 240	% 4.8

3 級	(1)本庁の係長の職務及びこれに相当する職務 (2)主任主事、主任技師の職務	人 1,233	% 24.5
4 級	(1)本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務	人 1,652	% 32.8
5 級	本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	人 351	% 7.0
6 級	(1)本庁の課長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	人 1,055	% 21.0
7 級	(1)本庁の部次長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務	人 213	% 4.2
8 級	本庁の困難な業務を処理する部次長の職務及びこれに相当する職務	人 42	% 0.8
9 級	本庁の部長の職務及びこれに相当する職務	人 19	% 0.4

(注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) H 1 8 . 4 . 1 に給与構造改革に伴う給料表の改定が行われ、従来の 1 級及び 2 級は新給料表の 1 級、従来の 3 級は新給料表の 2 級、従来の 4 級及び 5 級は新給料表の 3 級、従来の 6 級は新給料表の 4 級、従来の 7 級は新給料表の 5 級、従来の 8 級は新給料表の 6 級、従来の 9 級は新給料表の 7 級、従来の 1 0 級は新給料表の 8 級、従来の 1 1 級は新給料表の 9 級へ切替を行っている。

② 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評定の実施状況

熊本県職員人事評価実施要綱による人事評価の結果を踏まえ、昇給日（毎年 1 月 1 日）前 1 年間を期間とする昇給に係る勤務成績の評価を実施。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

昇給区分については、5段階（A～E）に設定。評価結果に基づき、C区分を標準に昇給区分を決定。なお、A・B区分については、新たな評価制度を構築するまでの間、従来の特別昇給の運用を踏まえて対応。  
 平成 21 年 1 月 1 日の昇給においては、知事部局職員 4, 922 名のうち、上位区分（A・B区分）に決定されている者が 762 名（17.4%）、標準区分（C区分）に決定されている者が 3, 410 名（77.7%）、下位区分（D・E区分）に決定されている者が 217 名（4.9%）であった。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

熊 本 県		国	
1人当たり平均支給額(20年度)		—	
1,818 千円			
(20年度支給割合)		(20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.50 月分	3.0 月分	1.50 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 5～20%</li> <li>・ 管理職加算 15～25%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 5～20%</li> <li>・ 管理職加算 15～25%</li> </ul>	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日において「勤務実績不良等の職員に係る分限等の取扱い要綱」に基づく研修・指導の対象である職員には、56/100の成績率を適用。

② 退職手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	5,966 千円	27,742 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、20 年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

支給実績(20年度決算)		79,611 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		663,425 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	30 人	17 %	17 %

大阪市	9 人	14 %	14 %
福岡市	7 人	10 %	10 %
長崎市	1 人	3 %	3 %
福岡県太宰府市	2 人	3 %	3 %
上記以外の市町村	23,039 人	0 %	0 %
平均支給率		14.6 %	14.6 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
東京都清瀬市	15 %	15 %
大阪市	15 %	15 %
東京都府中市	12 %	12 %
神奈川県横須賀市	10 %	10 %
福岡市	10 %	10 %
長崎市	3 %	3 %
福岡県太宰府市	3 %	3 %
上記以外の全市町村	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

④ 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		877,137 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		95,141 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		37.7 %	
手当の種類(手当数)		57種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 税務手当	熊本県税事務所、自動車税事務所、総務部又は地域振興局に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に従事したとき	月額 20,000円 日額 1,000円
2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額 290円
3 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円

4 漁ろう手当	苓洋高等学校所管の船舶に乗り組む 船員	漁ろうに従事したとき	・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円
5 福祉業務手当	福祉事務所職員に勤務する職員	福祉に関する現業業務に従事したとき	日額 600円
6 潜水手当 第18号作業	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察職員のうち警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき	1時間あたり 310円～1,500円
7 精神保健指定医等 従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	日額 290円
8 有害薬品等取扱 作業手当	有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病虫害防除作業に従事する職員	有害薬品等による化学的試験又は病虫害防除作業に従事したとき	日額 290円
9 種雄牛馬取扱作業 手当	農業研究センター、熊本農政事務所又は地域振興局に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業に従事したとき	日額 230円
10 舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舍における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舍の管理の業務に従事する職員	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舍における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舍の管理の業務に従事したとき	日額 100円又は300円
11 訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校に勤務する職員	職業訓練業務、研修教育業務、教育訓練業務に従事したとき	日額 1,200円
12 速記手当	熊本県議会事務局に勤務する職員	速記業務に従事したとき	日額 700円
13 と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務に従事したとき	日額 300円
14 夜間看護手当	こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	1回につき 2,000円～6,800円

<p>15 用地交渉従事手当 第14号作業</p>	<p>・公共事業の施行に伴う用地の取得 又は物件移転に係る補償の業務等に 従事する職員 ・全警察職員</p>	<p>直接用地交渉に従事したとき</p>	<p>日額 700円 (夜間 1,000円)</p>
<p>16 消防訓練従事手当</p>	<p>消防職員及び消防団員の訓練指導 にもつぱら従事する職員</p>	<p>レンジャー訓練、油火災消 火訓練、中・高層建築物に おける避難救助訓練に従 事したとき</p>	<p>日額 720円</p>
<p>17 特殊現場作業手当 第28号作業</p>	<p>①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事 で、測量、指導、監督及び検査に従 事する職員並びに衛生又は公害に関 する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、 指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工 事、橋脚の潜函工事等に従事する職 員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以 外の作業又は工事の測量、指導、監 督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び地域振興局に勤務す る職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は 農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員</p>	<p>①トンネル及びたて坑の坑 内で行う作業に従事したと き ②地上又は水面上10メー トル以上の足場の不安定な 箇所で行う作業に従事した とき ③水面下4メートル以上の 深所で行う作業に従事した とき ④圧搾空気内で行う作業 に従事したとき ⑤別に知事が定める業務 に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの 製造施設の災害調査に従 事したとき ⑦ガラスハウス等内で1日 につき2時間以上の作物の 栽培管理又は生育調査の 作業に従事したとき ⑧大雨、雷、強風等の悪天 候下の屋外における機械 設備の点検及び整備の作 業に従事したとき ⑨工事の測量、指導、監督 又は検査の作業に従事し たとき</p>	<p>① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円</p>
<p>18 漁業取締手当</p>	<p>漁業取締に従事する職員</p>	<p>海上において、被疑者の追 跡、立入検査又は取調べ の業務に従事したとき</p>	<p>日額 550円</p>
<p>19 航空機とう乗作業 手当 第21号作業</p>	<p>・災害被害状況調査業務並びに防災 消防業務及び当該業務に関する訓 練業務に従事する職員 ・全警察職員</p>	<p>航空機とう乗して業務に 従事したとき</p>	<p>1時間あたり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)</p>
<p>20 衛生検査業務 従事手当</p>	<p>保健所又はこども総合療育センター に勤務する臨床検査技師及び衛生 検査技師</p>	<p>臨床検査技師等に関する 法律に規定する検査業務 に従事したとき</p>	<p>日額 290円</p>

21 し尿処理施設検査等従事手当	環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員	し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき	日額 230円
22 い草取扱作業手当	農業研究センターに勤務する職員	染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき	日額 220円
23 結核患者等訪問指導手当	保健所に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき</li> </ul>	日額 230円
24 狂犬病防疫作業手当	保健所に勤務する職員	狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は薬殺を行ったとき	日額 360円
25 植物検疫防除手当	病虫害防除所に勤務する職員	植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予察事業に関する事務等に従事したとき	給料月額 $\frac{6}{100}$ の額
26 小型船舶海上作業手当	水産技術の職員及び公害関係の職員	総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき	日額 220円

27 公共土木施設災害 応急作業手当	農林水産部及び土木部並びに地域 振興局、熊本土木事務所、ダム管理 所及び港管理事務所に勤務する職 員	異常な自然現象により重大 な災害が発生し、若しくは 発生するおそれがある河 川の堤防等において行う巡 回監視、応急作業若しくは 応急作業のための災害状 況の調査に従事したとき	日額 480円又は730円
28 夜間定時制勤務 手当	夜間の定時制課程に係る業務に従事 する職員	県立学校において、夜間の 定時制課程に係る業務に 午後5時以降2時間以上従 事したとき	1日につき 130円
29 昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若 しくはその補助又は養護を行った職 員	所定の時間数を超えて夜 間に授業若しくはその補助 又は養護を行ったとき	1時間につき 1,500円
30 夜勤手当	養蚕、家畜分べん、育すう、温床管 理、製茶、製炭、葉たばこ乾燥、蘭草 乾燥、水産実習のため夜間に勤務し た職員	養蚕、家畜分べん、育す う、温床管理、製茶、製炭、 葉たばこ乾燥、蘭草乾燥、 水産実習のため夜間に勤 務したとき	1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
31 面接指導手当	通信教育において面接して指導を 行った職員	通信教育において面接し て指導を行ったとき	1時間につき1,600円
32 学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作成 若しくは採点又は調査書その他必要 な書類による判定資料の作成を行っ た職員	高等学校入学学力検査問 題の作成若しくは採点又は 調査書その他必要な書類 による判定資料の作成を 行ったとき	1時間につき300円
33 農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実 習に係る施設又は設備の維持管理の 業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関す る学科の実習に係る施設 又は設備の維持管理の業 務に従事したとき	日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
34 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害 時等の緊急業務、修学旅行等におい て児童又は生徒を引率して行う指導 業務で泊を伴うもの等に従事する職 員	学校の管理下において行う 非常災害時等の緊急業 務、修学旅行等において 児童又は生徒を引率し て行う指導業務で泊を伴うも の等に従事するとき	日額 1,100円～6,400円
35 多学年学級担当 手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成 されている学級を担当する教諭又は 講師	当該学級における授業又 は指導に従事したとき	日額 290円又は350円

36 教育業務連絡指導手当	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき	日額 200円
37 第1号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき	1日につき 560円
38 第2号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	犯罪鑑識作業に従事したとき	犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円
39 第3号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	無線自動車運転作業に従事したとき	1日につき 420円
40 第5号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	交通捜査作業、交通整理作業に従事したとき	高速道路交通警察隊の職員 1日につき 460円～840円 その他の警察職員 1日につき 310円～560円
41 第6号作業	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき	1日につき 250円～4,600円
42 第8号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	白バイ運転作業に従事したとき	1日につき 560円
43 第9号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者看守作業、被留置者看守作業に従事したとき	1日につき 240円～290円
44 第10号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者護送作業、被留置者護送作業に従事したとき	1日につき 200円～290円
45 第11号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき	1日につき 340円
46 第13号作業	全警察職員	死体処理作業に従事したとき	1体につき 1,600円～3,490円
47 第15号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき	1回につき 730円

48 第17号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき	爆発物処理作業 1回につき 5,200円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円
49 第19号作業	全警察職員	救難救助等作業、救難救助訓練作業に従事したとき	救難救助等作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき 400円
50 第20号作業	全警察職員	航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき	航空機操縦作業 1月につき 127,500円 航空機整備作業 整備士 1月につき 28,100円 整備士以外 1月につき 17,000円
51 第22号作業	全警察職員	航空機とう乗危険作業に従事したとき	操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円
52 第24号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	船舶警ら等作業に従事したとき	1日につき 220円
53 第25号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業に従事したとき	1回につき 1,240円
54 第26号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	身辺警護等作業に従事したとき	1日につき 640円～1,150円
55 第27号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業に従事したとき	1日につき 820円～1,640円
56 道路上作業手当	熊本土木事務所又は地域振興局に勤務する監視員又は運転士	道路の維持補修等の作業に従事したとき	1日につき 100円又は150円
57 特殊自動車運転業務手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員	起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びシャベルローダの運転業務に従事したとき	日額 240円

## ⑤ 時間外勤務手当

支 給 実 績 ( 2 0 年 度 決 算 )	2,693,327 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 2 0 年 度 決 算 )	115 千円
支 給 実 績 ( 1 9 年 度 決 算 )	2,901,259 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 1 9 年 度 決 算 )	123 千円

## ⑥ その他の手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ	—	3,255,017 千円	248,349 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ	—	1,529,312 千円	712,302 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	異なる	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額	2,469,041 千円	115,102 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等20,000円/回、その他4,200円～7,200円/回を支給	同じ	—	597,740 千円	297,569 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して410,900円以内を支給	同じ	—	81,748 千円	2,919,571 円
6 農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給			73,701 千円	327,560 円

7	へき地手当 (これに準ずる手当を含む)	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給			151,618 千円	186,783 円
8	定時制通信教育手当	定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の6%以内を支給			48,804 千円	290,730 円
9	産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の6%以内を支給			147,145 千円	251,330 円
10	休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	588,018 千円	319,575 円
11	夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	209,533 千円	150,419 円
12	住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	一部異なる	所有に係る住宅に居住している職員に対して支給される額及び支給期間	1,954,435 千円	128,603 円
13	特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	—	32,465 千円	306,274 円
14	義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給	同じ	—	2,429,697 千円	168,199 円

15 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ	—	221,594 千円	308,197 円
16 管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ	—	20,867 千円	278,227 円
17 特定任期付 職員業績手当	特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
18 任期付研究員 業績手当	特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	330 千円	330,000 円
19 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給			0 千円	0 円

( 5 ) 特別職の報酬等の状況 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	620,000 円 (1,240,000円)
	副 知 事	727,500 円 (970,000円)
報 酬	議 長	902,100 円 (970,000円)
	副 議 長	826,500 円 (870,000円)
	議 員	756,600 円 (780,000円)
期 末 手 当	知 事	(20年度支給割合)
	副 知 事	3.35 月分
	議 長	(20年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.35 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	124万円×在職月数×0.7 4166.4 万円 任期毎
	備 考	97万円×在職月数×0.5 2328.0 万円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の ( ) 内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
 ※ 現知事の退職手当について在職月数を48月→36月とする減額措置あり。  
 3 副知事の給料については、平成21年5月より824,500円に減額措置

を行っている。

(6) 公営企業職員の状況

① 電気事業

ア 職員給与費の状況  
決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 1,993,671	千円 115,340	千円 600,719	% 30.1	% 30.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	人 59	千円 253,796	千円 78,400	千円 107,846	千円 440,042	千円 7,458

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	43.7 歳	361,966 円	514,292 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

A 期末勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(20年度) 1,828 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 千円
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	(20年度支給割合) 期末手当 月分 ( ) 月分 勤勉手当 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	)	
1人当たり平均支給額	- 千円	26,239 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

C 地域手当 (平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		-	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

D 特殊勤務手当 (平成21年4月1日現在)

支給総額(20年度決算)		4,021 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		100,518 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		67.8 %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 発電業務手当	発電総合管理所又は荒瀬ダム管理所に勤務する技術職員及び業手の職員	発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき	1日あたり300円
		ダムの放流(洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備(高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	1日あたり450円
		洪水警戒体制(予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	1日あたり650円

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記各業務を、地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合</li> <li>・運転課長、施設課長又は荒瀬ダムの放流業務に従事する職員が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合</li> </ul>	危険度等に応じて上記支給単価に220円～440円を加算
2 特殊現場作業手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 坑内作業に従事する職員</li> <li>② 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員</li> <li>③ 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員</li> <li>④ 技術職員のうち、①～③以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① トンネル及びたて杭の坑内で行う作業に従事したとき</li> <li>② 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき</li> <li>③ 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき</li> <li>④ 別に管理者が定める業務に従事したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1日あたり560円</li> <li>② 1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)</li> <li>③ 1日あたり220円</li> <li>④ 1日あたり400円</li> </ul>
3 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)

E 時間外勤務手当

支給実績 ( 2 0 年 度 決 算 )	48,517 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 2 0 年 度 決 算 )	915 千円
支給実績 ( 1 9 年 度 決 算 )	20,044 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 1 9 年 度 決 算 )	352 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		10,079 千円	239,976 円

2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		5,319 千円	886,525 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		5,690 千円	113,791 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		818 千円	40,903 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		458 千円	114,489 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	同じ		4,317 千円	126,968 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		0 千円	0 円

11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に 3,970円～6,620円を支給	同じ	0 千円	0 円
-------------------------------	--	----	------	-----

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
73 人	50 人	▲23 人	▲31.5 %

(参考) 熊本県企業局経営基本計画 (第 2 期) における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	▲23人(▲31.5%)

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

→ 1 (3) ③イを参照

② 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 1,007,175	千円 ▲ 195,080	千円 82,196	% 8.2	% 6.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	人 8	千円 33,827	千円 8,326	千円 15,033	千円 57,186	千円 7,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成 21 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	42.9 歳	353,487 円	510,084 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

A 期末勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額(20年度) 1,879 千円		1人当たり平均支給額(20年度) 千円	
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分		(20年度支給割合) 期末手当 月分 月分 勤勉手当 月分 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	)	)
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

C 地域手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

支給実績(20年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	該当なし	%	

D 特殊勤務手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

支給総額(20年度決算)		63 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		15,700 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		50.0 %	
手当の種類(手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	① 坑内作業に従事する職員	① トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事した	① 1日あたり560円

1 特殊現場作業手当	② 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ③ 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④ 技術職員のうち、①～③以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	とき ② 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③ 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④ 別に管理者が定める業務に従事したとき	② 1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) ③ 1日あたり220円 ④ 1日あたり400円
	都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員	大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業に従事したとき	1日あたり150円
2 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)

E 時間外勤務手当

支給実績 ( 2 0 年 度 決 算 )	2,446 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 2 0 年 度 決 算 )	408 千円
支給実績 ( 1 9 年 度 決 算 )	1,954 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 1 9 年 度 決 算 )	326 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日 現 在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		1,531 千円	255,167 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		1,739 千円	869,642 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		691 千円	98,695 円

4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		52 千円	17,499 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	同じ		707 千円	176,750 円
9 特地勤務手当(これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ		873 千円	290,962 円
10 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		276 千円	276,000 円
11 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ		0 千円	0 円
12 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
8 人	8 人	0 人	0.0 %

(参考) 熊本県企業局経営基本計画 (第 2 期) における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	純減なし

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

→ 1 (3) ③イを参照

③ 有料駐車場事業

ア 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
20年度	55,443	68,528	7,852	14.2	12.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	1	3,552	1,146	1,507	6,205	6,205

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成 21 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	35.0 歳	246,962 円	372,552 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

A 期末勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額(20年度) 1,507 千円		1人当たり平均支給額(20年度) 千円	
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分		(20年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 月分 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.50 月分 30.55 月分	勤続20年	月分 月分
勤続25年	33.50 月分 41.34 月分	勤続25年	月分 月分
勤続35年	47.50 月分 59.28 月分	勤続35年	月分 月分
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分	最高限度額	月分 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置
(退職時特別昇給	なし )	(退職時特別昇給	)
1人当たり平均支給額	- 千円 - 千円	1人当たり平均支給額	千円 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

C 地域手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

支給実績(20年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	該当なし	%	

D 特殊勤務手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

支給総額(20年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	① 坑内作業に従事する職員	① トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事した	① 1日あたり560円

1 特殊現場作業手当	② 建築物及び電気工作物等の工 事で、測量、指導、監督及び検査に 従事する職員 ③ 水路工作物等の工事で、測量、 指導、監督及び検査に従事する職員 ④ 技術職員のうち、①～③以外の 作業又は工事の測量、指導、監督及 び検査に従事する職員	とき ② 地上又は水面上10 メートル以上の足場の不安 定な箇所で行う作業に従 事したとき ③ 水面下4メートル以上 の深所で行う作業に従事し たとき ④ 別に管理者が定める 業務に従事したとき	② 1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われ た場合は、320円) ③ 1日あたり220円 ④ 1日あたり400円
2 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又 は物件移転に係る補償業務等に従 事する職員	直接用地交渉に従事した とき	1日あたり700円 (夜間1,000円)

E 時間外勤務手当

支給実績 ( 2 0 年 度 決 算 )	393 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 2 0 年 度 決 算 )	393 千円
支給実績 ( 1 9 年 度 決 算 )	24 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 1 9 年 度 決 算 )	24 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当 (平成 2 1 年 4 月 1 日 現 在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		312 千円	312,000 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職 員に対して130,300円以内 を支給	同じ		0 千円	0 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員 に対して運賃額55,000円ま では全額、それを超える部 分については1/2を加算額 として支給 ・交通用具を利用している 職員に対して距離区分に応 じて2,300円～33,100円を 支給	同じ		118 千円	117,600 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命じられた職員に対して、 3,600円～7,200円/回を支 給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特 殊な専門知識を必要とする 職員に対して2,500円以内 を支給	同じ		0 千円	0 円

6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	同じ		324 千円	324,000 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1 人	1 人	0 人	0.0 %

(参考) 熊本県企業局経営基本計画(第2期)における定員管理の数値目標  
(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	純減なし

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 1 (3) ③イを参照

(7) 病院事業職員の状況

① 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 1,459,133	千円 23,076	千円 795,743	% 54.5	% 64.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	人 91	千円 390,814	千円 78,218	千円 152,907	千円 621,939	千円 6,834

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 2 1 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	41.8 歳	353,638 円	565,914 円
医 師	44.1 歳	528,791 円	1,207,044 円
看 護 師	41.0 歳	341,058 円	556,666 円
事 務 職 員	43.1 歳	348,018 円	503,600 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況  
ア 期末勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(20年度) 1,662 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 千円
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75) 月分	(20年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 月分 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 2 1 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	なし		(退職時特別昇給	)	
1人当たり平均支給額	7,770 千円	25,300 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、2 0 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 2 1 年 4 月 1 日現在）

支給実績(20年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		-	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

エ 特殊勤務手当（平成 2 1 年 4 月 1 日現在）

支給総額(20年度決算)		14,897 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		248,283 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		65.9 %	
手当の種類(手当数)		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 感染症防疫作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫に従事したとき	日額290円
2 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
3 精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく、診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	日額290円
4 夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	1回につき 2,000円~6,800円
5 衛生検査業務従事手当	臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	日額290円

## オ 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	13,897 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	153 千円
支給実績（19年度決算）	21,195 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	198 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## カ その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		10,438 千円	237,216 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職 員に対して130,300円以内 を支給	同じ		2,559 千円	852,844 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員 に対して運賃額55,000円ま では全額、それを超える部 分については1/2を加算額 として支給 ・交通用具を使用している 職員に対して距離区分に応 じて2,300円～33,100円を 支給	同じ		10,520 千円	114,965 円
4 宿日直手当	宿直又は日直を命じられた 職員に対して、医師20,000 円/回、看護師長等7,200円 /回を支給	同じ		7,908 千円	527,200 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医 師に対して365,500円以内 を支給	同じ		10,882 千円	2,720,475 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤 務時間中に勤務を命じられ た職員に対して勤務1時間 当たりの給与額に135/100 を乗じて得た額を支給	同じ		9,239 千円	164,991 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時ま での間に勤務する職員に対 して勤務1時間あたりの給 与額に25/100を乗じて得た 額を支給	同じ		8,597 千円	165,326 円

8 住居手当	・居住のための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	同じ		9,130 千円	160,182 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000円～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりですが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めています。

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始 業	終 業	休憩時間
40 時間	8 時間	8 時 3 0 分	1 7 時 3 0 分	1 2 時～1 3 時

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年20日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高20日まで翌年に繰り越すことができます。

なお、平成20年1月1日から12月31日までの全期間に在職した職員（育児休業者、退職者及び派遣者を除く。）一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、10.1日です。

(3) 特別休暇

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇です。

取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられておりますが、ここでは概要について記載しています。

なお、本県では、現在26の特別休暇があります。

内 容	期 間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	そのつど必要と認める時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	そのつど必要と認める時間
ドナー休暇	そのつど必要と認める時間
ボランティア休暇	1 暦年のうち 5 日以内
結婚休暇	5 日以内

産前休暇	出産予定日の 8 週間前から出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間
育児時間休暇	生後 3 年を経過するまで 1 日を通じて 90 分を超えない範囲内で必要と認める期間
生理休暇	請求した日から 2 日以内においてそのつど必要と認める時間
妊娠中の女性職員が母子保健法第 10 条の保健指導又は同法第 13 条の健康診査を受ける場合	そのつど必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
妊娠障害休暇	14 日以内
出産補助休暇	出産のため入院等の日以後 40 日以内において 3 日以内
男性の育児参加休暇	出産予定日の 8 週間前から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内において 5 日以内
子の看護休暇	5 日以内（養育する子が 2 人いる場合にあっては 6 日、3 人以上いる場合にあっては 7 日）
忌服休暇	1 日～10 日（血姻関係により異なる）
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後 15 年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（1 日）
夏期休暇	任命権者が定める期間内で 5 日以内
長期勤続休暇	連続した 2 日以内
台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 週間を超えない期間内においてそのつど必要と認める期間
台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	そのつど必要と認める時間
台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	そのつど必要と認める時間
赴任のため勤務につけない場合	そのつど必要と認める期間
昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	そのつど必要と認める期間
あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間
スクーリングを受ける場合	そのつど必要と認める期間
国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合	そのつど必要と認める期間

(4) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その療養に専念させる有給休暇です。

内 容	期 間
公務傷病による休暇	必要最小限度の期間

私傷病による休暇	引き続き 90 日以内の期間
結核による休暇	1 年以内の期間

(5) 介護休暇

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護をするために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇です。

内 容	期 間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒処分状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

平成 20 年度の処分の状況は、次のとおりです。

(1) 分限処分

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号	0	0	/	/	0	/
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号	0	1	178	/	179	/
職に必要な適格性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号	0	0	/	/	0	/
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号	0	0	/	/	0	/
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号	/	/	0	/	0	/
条例で定める事由による場合	第 27 条第 2 項	/	/	0	0	0	/
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者		/	/	/	/	/	0
合 計		0	1	178	0	179	0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。  
 2 二以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。  
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上しています。

(2) 懲戒処分

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	1	2	1	5	9
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	17	6	1	0	24
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	4	5	1	3	13
合 計		22	13	3	8	46

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。  
 2 二以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、サービス上の制約が課せられています。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限がありますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされています。

平成 20 年度の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりです。

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	62	62

6 職員の研修及び勤務成績の判定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、各任命権者ごとに様々な研修を行っています。

また、各任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています。

平成 20 年度の実施状況については、次のとおりです。

(1) 研修

【知事部局、病院局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新規採用職員研修	4 回	平成 20 年度採用職員	205	
一般職員 4 年目研修	2 回	平成 17 年度採用職員	64	
キャリアビジョン (10 年目) 研修	3 回	平成 11 年度採用職員	90	
キャリアビジョン (11~20 年目) 選択研修	3 回	昭和 62 年度~ 平成 8 年度採用職員	82	
監督者マネジメント研修	4 回	係(班)長等の職員	606	
人事評価者研修	13 回	人事評価担当職員	954	
技能労務職員研修	2 回	技能労務職員	106	
管理者選択研修	2 回	課長級以上の職員	249	
特別研修	20 回	全職員を対象	2,130	
選択研修	17 回	全職員を対象	472	
派遣研修	4 回	全職員を対象	4	

(注) 知事部局においては、人事課人材研修センターが実施する研修の状況を記載しています。

【教育委員会】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新任管理職(校長)研修 (小・中)		小・中学校新任校長	80	
新任管理職(校長)研修(県立)		県立学校新任校長	20	

21世紀を拓く熊本の教育推進講座		小・中校長	500	教育事務所単位
新任管理職（教頭）研修（小・中）		小・中新任教頭	80	
新任管理職（教頭）研修（県立）		県立学校新任教頭	26	
管理職人事管理研修（小・中）		小・中教頭	500	教育事務所単位
県立学校教頭（3年目）人事管理研修会		県立学校教頭（3年目）	15	
管理職研修（食育・特別支援）	1回	校長（小・中・高・特）・共同調理場所長等	1,200	
県立学校新任管理職（教頭）・新任事務長研修		県立新任事務長	6	
県立学校事務長（3年目及び7年目）研修		県立事務長（3・7年目）	7	
初任者研修（小・中・高・特）		初任者（小・中・高・特）	212	
教職経験者（6年目）研修（小・中・高・特）		教職経験者（6年目）（小・中・高・特）	215	
10年経験者研修（小・中・高・特）		10年経験者（小・中・高・特）	350	
教職経験者（17年目）研修（小・中・高・特）		教職経験者（17年目）（小・中・高・特）	345	
県立学校新任教務主任研修会		県立学校新任教務主任	90	
教務主任研修会（小・中）	2回	教務主任（小・中）	500	
研究主任研修会		研究主任（小・中）	500	
新規採用養護教諭研修会（小・中・高・特）		新規採用養護教諭	12	
養護教諭経験者（6年目）研修会		養護教諭経験者6年目（小・中・高・特）	14	
養護教諭10年経験者研修会		養護教諭10年経験者（小・中・高・特）	13	
新任事務職員研修		新任事務職員（小・中・高・特）	13	
事務職員（経験6年目）研修		事務職員経験6年目（小・中・高・特）	9	
中堅事務職員（経験11年目）研修	1回	中堅事務職員経験11年目（小・中・高・特）	30	
新任実習教師研修		新任実習教師（高・特）	13	
新任寄宿舎指導員研修		新任寄宿舎指導員（特）	3	
県立学校新任技師研修会		県立学校新任技師（高・特）	2	
幼稚園・保育所等新規採用教員・保育士研修		幼稚園・保育所新規採用教員・保育士	120	
幼稚園等10年経験者研修		公市立幼稚園10年経験者	10	
校長人権教育研修会		校長（小・中・高・特）	700	
教頭人権教育研修会		教頭（小・中・高・特）	700	

（注）教育委員会においては、職階研修の状況を記載しています。

【警察本部】

（単位：人）

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任科	4回	新規採用警察官 一般職員	150	
初任補修科	3回	職場実習修了警察官	143	
幹部任用科	4回	警部補 巡查部長昇任者	86	

部門別任用科	4 回	警察官	76	
警務部門専科	8 回	警察官 一般職員	150	
生活安全部門専科	3 回	警察官	44	
地域部門専科	3 回	警察官	53	
刑事部門専科	8 回	警察官	132	
交通部門専科	5 回	警察官	55	
警備部門専科	3 回	警察官	46	

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載しています。

【企業局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
企業局新任職員研修	1 回	企業局新任職員	9	
企業局職員研修	1 回	企業局職員	62	

(注) 企業局においては、総務経営課研修の状況を記載しています。

(2) 勤務成績の評定

【知事部局、企業局、病院局】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
熊本県職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野）	基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長	昇任・昇格、配置転換、普通昇給（昇給延伸）、特別昇給及び人材育成に活用している

(注) 企業局及び病院局においては、知事部局に準じて実施しています。

【教育委員会】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
〈事務局の職員〉 平成20年度から評価者の役割の見直し、人事評価方法の改正を行った「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」に基づき、次のとおり評価を実施。 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野）	「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」次のとおり評価者を設定 ・一次評価者（人事担当補佐）：所属職員の人事評価を実施。 ・二次評価者（所属長）：一次評価者の人事評価及び所属職員の評価の調整	昇任、配置転換、普通昇給及び人材育成の参考資料として活用。
〈学校の職員〉 平成18年度から「自己評価」と「評価者評価」の2本柱の人事評価制度を導入し次のとおり評価を実施。 ・評価対象者：教職員 ・評価項目：「自己評価」は、A～	「熊本県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」第6条第2項参照。（教育	人事異動及び各種研修受講者推薦等の参考資料として活用。

D の 4 段階で絶対評価を行う。 「評価者評価」は、あらかじめ示された職務行動のレベルに応じて 3 ～ 0 の 4 段階で評価を行う	長、校長、教頭、事務長、市町村教育長)
--	---------------------

**【警察本部】**

評価の方法	評価者	評価結果の活用
被評価者に身上申告書を提出させ、各階級に対応する勤務評価記録書により実施	被評価者の勤務実態を最も把握しうる立場にある者	昇任、昇給、人事異動等の人事管理

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。  
平成 20 年度の実施状況については、次のとおりです。

**【知事部局、病院局】**

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断（生活習慣病等）
		特殊業務等従事者健康診断
		じん肺健康診断
		振動病健康診断
		VDT作業従事職員特別診断
	健康相談・指導	健康相談
		ストレス相談
		検診結果の集計、分析、通知
		事後指導の実施
	健康教育	リフレッシュセミナー
		ヘルスアップ教室
		卒煙教室
	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
		心の健康づくり対策
		心の健康の問題により休業した職員の職場復帰支援対策
メンタルヘルスに関する研修		
安全衛生研修会		
衛生管理者の養成		

		産業医の研修
	その他	健康相談室の設置、運営
		健康管理に関する広報、啓発
職員の元気回復に関する こと	職員レクリエーション	職員球技大会の実施
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関する こと	県職員互助会	互助会福利厚生事業への助成
	厚生施設	食堂、売店等厚生施設の委託
	職員住宅	職員住宅の維持管理
		单身寮の維持管理
その他	ライフプラン事業の推進	

【教育委員会】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関する こと	健康診断	定期健康診断
		人間ドック
		器官別検診
	健康相談・指導	こころの健康相談
		電話健康相談 24
		面接によるカウンセリング
		健康診断集計、分析
	健康教育	体力アップ支援事業
		メンタルヘルス講師派遣事業
	安全衛生管理	安全衛生委員会の設置、活動の推進
その他	健康管理に関する広報、啓発	
職員の元気回復に関する こと	職員レクリエーション	体育レクリエーション大会の開催
その他の厚生に関する こと	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

【警察本部】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断（特定健康診査を含む）
		特殊健康診断（高気圧健康診断等）
		その他健康診断
	健康相談・指導	健康相談
		健康診断後の指導（特定保健指導を含む）
	健康教育	メンタルヘルス研修会
		生活習慣病予防研修会
		心身の健康づくり支援事業
	安全衛生管理	衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置
		安全衛生研修会
		過重労働対策
		職員の職場復帰支援
	その他	健康管理に関する広報・啓発
その他の厚生に関すること	警察職員互助会	福利厚生事業（給付事業、貸付事業及び福祉事業）
	その他	年代別ライフサイクルプラン研修 （30歳、40歳、50歳及び57歳）
		採用時ライフプラン教養

【企業局】

区 分	内 容	実施状況
職員の健康管理に関する こと	健康診断	定期健康診断
その他の厚生事業	職員住宅	職員住宅の維持管理

(2) 公務災害

平成 20 年度における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりです。

① 公務災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
4	152	135	0	0	21

## ② 通勤災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当		
0	6	5	1	0	0

## (3) 育児休業等の取得

平成 20 年度の育児休業等の取得状況については、次のとおりです。

## ① 育児休業承認期間

	育児休業承認期間					合 計
	6 月以下	6 月～ 1 年以下	1 年～ 1 年半以下	1 年半～ 2 年以下	2 年～ 3 年以下	
男性職員	1	1	0	0	0	2
女性職員	8	74	110	70	51	313
合 計	9	75	110	70	51	315

## ②-1 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合 計
	1 年以下	1 年～ 2 年以下	2 年～ 3 年以下	3 年～ 4 年以下	4 年～ 5 年以下	5 年以上	
男性職員	1						1
女性職員	14	2					16
合 計	15	2	0	0	0	0	17

## ②-2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

	1 日の部分休業取得時間 (平均)				合 計
	30 分以下	30 分～ 60 分以下	60 分～ 90 分以下	90 分超	
男性職員	0	1	0	0	1
女性職員	4	7	3	2	16
合 計	4	8	3	2	17

## ③ 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合 計
	3 月以下	3 月超え 6 月以下	6 月超え 9 月以下	9 月超え	
男性職員	0	0	0	1	1

女性職員	2	2	0	7	11
合 計	2	2	0	8	12

8 職員の競争試験及び選考の状況

平成 20 年度の採用試験等の実施状況については、次のとおりです。

(1) 採用試験の日程等

試験の種類		公告日	申 込 受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地
職員採用試験	大学卒業 程 度	20.4.25	20.5.12 ～ 5.30	第 1 次	筆記	20.6.29 (20.7.8)	熊本市 東京都
				第 2 次	筆記	20.7.20	熊本市
					面接	20.7.28 ～ 7.31 (20.8.11)	熊本市
	短期大学 卒業程 度	20.7.4	20.8.11 ～ 8.29	第 1 次	筆記	20.9.28 (20.10.7)	熊本市
				第 2 次	筆記	20.10.25	熊本市
					面接	20.11.1 (20.11.14)	熊本市
高等学校 卒業程 度	20.7.4	20.8.11 ～ 8.29	第 1 次	筆記	20.9.28 (20.10.7)	熊本市 八代市 天草市	
			第 2 次	筆記	20.10.25	熊本市	
				面接	20.11.1 (20.11.14)	熊本市	
警察官採用試験	警察官 A	20.4.25	20.5.12 ～ 5.30	第 1 次	筆記等	20.7.13 (20.7.18)	熊本市 神奈川県
				第 2 次	体力	20.8.9	熊本市
					面接	20.8.16 ～ 8.22 (20.8.29)	熊本市
	警察官 B	20.7.4	20.8.11 ～ 8.29	第 1 次	筆記等	20.10.19 (20.10.24)	熊本市 八代市 天草市
				第 2 次	体力	20.11.15	熊本市
					面接	20.11.22 ～ 11.24 (20.12.5)	熊本市

(2) 採用試験及び採用選考の実施状況

① 職員採用試験

(単位：人)

区分	職 種	採 用 予 定 者 数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数	競 争 率 ( 倍 )	採 用 者 数 (4.1現在)
			受 験 者 数	合 格 者 数				
大 学 卒 業 程 度	行 政	9 人 程 度	200	22	18	9	22.2	9
	警 察 行 政	9 人 程 度	103	23	20	9	11.4	9
	学 校 事 務	7 人 程 度	77	18	15	7	11.0	7
	心 理 判 定 員	1 人 程 度	9	3	3	1	9.0	1
	一 般 土 木	6 人 程 度	20	12	10	6	3.3	4
	農 業 土 木	1 人 程 度	5	2	2	1	5.0	1
	建 築	2 人 程 度	15	5	5	2	7.5	2
	農 学	3 人 程 度	34	6	5	3	11.3	2
	林 学	1 人 程 度	9	3	3	1	9.0	1
	畜 産	2 人 程 度	12	5	5	2	6.0	2
	水 産	1 人 程 度	6	2	2	1	6.0	1
	管 理 栄 養 士	1 人 程 度	34	3	2	1	34.0	0
	保 健 師	3 人 程 度	15	6	5	3	5.0	1
	薬 剤 師	5 人 程 度	20	10	10	5	4.0	4
小 計	51 人 程 度	559	120	105	51	11.0	44	
卒 短 業 期 程 大 学	学 校 図 書 館 事 務	1 人 程 度	53	3	3	1	53.0	1
	小 計	1 人 程 度	53	3	3	1	53.0	1
卒 高 業 等 程 学 校	一 般 事 務	1 人 程 度	46	3	3	1	46.0	0
	警 察 事 務	5 人 程 度	70	6	5	5	14.0	3
	学 校 事 務	4 人 程 度	74	9	8	4	18.5	2
	農 業 土 木	1 人 程 度	19	3	2	1	19.0	1
	林 業	1 人 程 度	9	3	3	1	9.0	1
小 計	12 人 程 度	218	24	21	12	18.2	7	
合 計	64 人 程 度	830	147	129	64	13.0	52	

② 警察官採用試験

(単位：人)

職 種	試 験 の 区 分	採 用 予 定 者 数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数	競 争 率 ( 倍 )	採 用 者 数 (4.1現在)
			受 験 者 数	合 格 者 数				
警 察 官 A	男 性	100 人 程 度	732	354	286	102	7.2	89
	女 性	6 人 程 度	86	21	15	6	14.3	4
	武 道 指 導	2 人 程 度	6	1	1	1	6.0	1
	小 計	108 人 程 度	824	376	302	109	7.6	94
警 察 官 B	男 性	53 人 程 度	415	143	107	53	7.8	46
	女 性	5 人 程 度	77	16	14	5	15.4	4
	武 道 指 導	2 人 程 度	3	2	2	2	1.5	2
	小 計	60 人 程 度	495	161	123	60	8.3	52
合 計	168 人 程 度	1,319	537	425	169	7.8	146	

③ 障害者採用選考

(単位：人)

職 種	採 用 予 定 者 数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数	競 争 率 ( 倍 )	採 用 者 数 (4.1現在)
		受 験 者 数	合 格 者 数				
一 般 事 務	1 人 程 度	16	5	5	1	-	1
警 察 事 務	3 人 程 度		7	7	3	-	3
学 校 事 務	1 人 程 度		2	2	1	-	1
合 計	5 人 程 度	16	14	14	5	3.2	5

④ 採用選考

(単位:人)

区分	任命権者		知 事	教育委員会	警察本部長	知 事 (企業局)	そ の 他	計
	職							
一般職員	人事交流等	部 長 級	1					1
		次 長 級	2	1				3
		課 長 級	1	14	1			16
		課長補佐級	2	6				8
		係 長 級	2	23				25
		主任主事	1	6				7
		主任技師						0
		主 事	2					2
		技 師	1					1
		社会福祉	1					1
	医 師	7					7	
	獣医師	4					4	
	看護師	1					1	
	金 属	1					1	
	化 学	2					2	
	電 子	1					1	
	臨床検査技師	1					1	
	職業訓練指導員	1					1	
	航空整備士				1		1	
	鑑識技師				1		1	
	小 計		31	50	3	0	0	84
警察官	人事交流等	警 視			5			5
		警 部						0
		警 部 補						0
		巡 査 部 長						0
		巡 査						0
	小 計		0	0	5	0	0	5
合 計		31	50	8	0	0	89	

(3) 昇任試験の実施状況

(単位:人)

区分	職	受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	試験日
警察官	警 部	334	32	10.4	第1次 20.5.12 第2次 20.5.19 第3次 20.6.4(口述・術科)
	警 部 補	443	57	7.8	第1次 20.10.3 第2次 20.10.30 第3次 20.11.19(口述・術科)
	巡査部長	600	102	5.9	第1次 20.10.7 第2次 20.10.31 第3次 20.11.26(口述・術科)

( 4 ) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職	知 事	教育委員会	警察本部	知 事 (企業局)	その他	計
一 般 職 員	部 長 級	20	1				21
	次 長 級	20	1			5	26
	課 長 級	60	3	6	1	2	72
	課長補佐級	126	22	4		1	153
	係 長 級	133	30	9	2	3	177
	小 計	359	57	19	3	11	449
官 警 察	警 視			19			19
	小 計	0	0	19	0	0	19
合 計		359	57	38	3	11	468

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況  
 地方公務員法の規定に基づき、平成 20 年 10 月 3 日に県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

- ( 1 ) 民間給与との較差に基づき給与改定  
 給料、期末手当・勤勉手当については、改定は行わない。

① 月例給

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
3 8 7, 2 3 4 円	3 8 7, 1 0 8 円	1 2 6 円 ( 0 . 0 3 % )

※ 企業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の県内民間事業所の従業員と、職員の本年 4 月分給与を調査 ( 5 9 6 事業所のうち 1 8 7 事業所を抽出して実地調査 )

民間事業所の事務・技術関係職種の従業員と職員 ( 行政職 ) の給与について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を比較

② 特別給 ( ボーナス )

民間のボーナス ( 賞与等の特別給 ) の年間平均支給割合 4 . 4 9 月

職員の期末・勤勉手当 ( ボーナス ) の年間支給月数 4 . 5 0 月

※ 平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績 ( 支給割合 ) と職員の年間支給月数を比較

- ( 2 ) 医師給与の特別改善 ( 平成 21 年 4 月 1 日実施 )  
 医師の人材確保の観点から、年間給与を独立行政法人国立病院機構並みとなるよう平均で約 11 % 引き上げる人事院勧告に準じて、医師の初任給調整手当を改定。

- ( 3 ) 給与構造改革に伴う地域手当の改定  
 東京事務所等に勤務する職員に支給する地域手当について、人事院の報告に準じて平成 21 年度の支給割合を改定 ( 東京事務所 16 % → 17 % 等 ) 。

- ( 4 ) 職員の勤務時間  
 勤務時間の見直しについては、民間企業の所定労働時間の状況、国における法改正の動向、他の地方公共団体の状況などを注視しながら、引き続き検討を行う必要。

〈民間企業の所定労働時間の状況〉

本県の民間企業の所定労働時間は、職員の勤務時間 ( 1 日当たり 8 時間、1 週間当たり 40 時間 ) と比べて、4 年平均で 1 日当たり 14 分程度、1 週間当たり 1 時間 2 分程度短い状況

※ 平成 16 年及び平成 18 年から 20 年まで、企業規模 50 人以上 ( 平成 16 年は 100 人以上 )、かつ事業所規模 50 人以上の県内民間事業所を対象として、事務・管理部門における平均所定労働時間を調査

- ( 5 ) 職員の人事・給与等に関する今後の課題

① 人事・給与制度

ア 勤務実績の給与への反映の推進

イ 女性職員の登用

ウ 退職管理 ( 高齢期の雇用問題 )

エ 労働基本権の問題

② 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の使用促進

- イ 職員の健康管理
- ウ 両立支援その他勤務環境の整備
- ③ 信頼の確保

(参考) 職員の平均給与等 (行政職 平均年齢 43 歳 8 月)

給与月額 384,527 円  
 年間給与 6,274,941 円  
 (給与月額、期末手当・勤勉手当により算出)

※ 行政職全職員を対象としているため、新規学卒採用者が含まれていない  
 (1) ①の職員給与 (B) とは一致しない。

(6) 実施状況

- ① 平成 20 年の給与改定  
 給料表及び期末手当・勤勉手当について改定なし。  
 初任給調整手当について人事委員会勧告のとおり改定。  
 平成 21 年 2 月定例県議会にて関係条例可決 (平成 21 年 4 月 1 日施行)
- ② 給与構造改革  
 人事委員会報告のとおり実施。  
 地域手当関係の人事委員会規則改正 (平成 21 年 4 月 1 日施行)

また、地方公務員法の規定に基づき、平成 21 年 1 月 16 日に県議会及び知事に対し、教育職員の給与について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 教育職給料表の改定 (平成 21 年 4 月 1 日実施)

学校における組織運営体制・指導体制の確立を図ることを目的として、平成 19 年 6 月に学校教育法が改正され、平成 20 年度から小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に新たな職 (副校長・主幹教諭・指導教諭) を置くことができることとなった。本県においては、教育委員会が平成 21 年 4 月 1 日から主幹教諭を設置する方針を決定した。

主幹教諭の職務・職責がこれまでの教諭とは異なることから、現行の教育職給料表 (2) 及び教育職給料表 (3) の 2 級と 3 級の間に「特 2 級」を新設する。

(2) 実施状況

- 人事委員会勧告のとおり実施。  
 平成 21 年 2 月定例県議会にて関係条例可決 (平成 21 年 4 月 1 日施行)

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 20 年度の要求件数等については、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 措置要求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				A の処理件数	B の処理件数	
給 与		1	1		1	0
旅 費						0
休 暇	1		1	1		0
執務環境						0
福利厚生						0
転 任						0
任 用						0
そ の 他	1	10	2	1	1	9
合 計	2	11	4	2	2	9

1 1 不利益処分に関する不服申立ての状況  
平成 2 0 年度の申立て件数等については、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	前年度未現在 未処理件数 A	当該年度の 不服申立て件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度未現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
分 限 処 分	降 給					0
	降 任					0
	休 職					0
	分限免職					0
	小 計	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒 告					0
	減 給					0
	停 職					0
	懲戒免職		1			1
	小 計	0	1	0	0	1
転 任						0
そ の 他						0
合 計	0	1	0	0	0	1

熊本県公告第 5 2 3 号

保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）第 1 8 条の規定により、平成 2 1 年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時  
平成 2 2 年 2 月 1 9 日（金）  
午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで（1 5 0 分）
- 2 試験場所  
公立大学法人熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1 番 1 0 0 号
- 3 試験科目  
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格  
次の各号のいずれかに該当する者であること。  
  - (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 2 6 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（平成 2 2 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
  - (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成 2 2 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
  - (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成 2 2 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
  - (4) 省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成 2 2 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
  - (5) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
  - (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看

護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験手続

(1) 受付期間

平成22年1月5日(火)から平成22年1月12日(火)まで(閉庁日を除く。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は、平成22年1月12日(火)までの消印のあるものに限る。

(2) 試験申込書の請求先

熊本県健康福祉部医療政策総室又は各地域振興局保健福祉環境部(熊本市保健所を除く各保健所)

なお、郵送で請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号(24.0cm×33.2cm)の返信用封筒を同封のうえ、熊本県健康福祉部医療政策総室へ請求すること。

(3) 試験申込書の提出先

熊本県健康福祉部医療政策総室看護班

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書し、書留郵便で送ること。

(4) 提出書類等

ア 平成21年度熊本県准看護師試験申込書

(ア) 試験申込書に記入する氏名は、戸籍(外国人の場合は、外国人登録証明書)に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真は、試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載して試験申込書の所定の欄に貼ること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

(ア) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で修業し、又は卒業したものは、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

また、平成22年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。

(イ) 4の(5)に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写しを提出すること。

(ウ) 4の(6)に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写しを提出すること。

ウ 受験料 6,900円

(ア) 試験申込書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼ること。

(イ) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出する者は、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する普通為替証書又は定額小為替証書を同封すること。

(ウ) 試験申込書受理後は、受験手数料を返還しない。

エ 返信用封筒

長型3号(12.0cm×23.5cm)の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼付すること。

ただし、一括申込みの場合は返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。

(5) 受験票の交付

受験票は、平成22年2月3日(水)までに郵送等により交付する。

なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部医療政策総室看護班まで問い合わせること。

6 受験の無効

修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者については、平成22年3月8日

(月)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。期限までに提出されない場合は、当該者の受験を無効とする。ただし、当該期日までに提出できない場合は、あらかじめ熊本県健康福祉部医療政策総室に申し出ること。

7 合格者の発表

試験の合格発表は、平成22年3月17日(水)午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び各地域振興局保健福祉環境部(熊本市保健所を除く各保健所)にて合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。

掲示及び掲載期間は、合格発表の日から2週間とする。

また、合格者には郵送等により通知する。

電話による試験結果の問い合わせには応じない。

8 口頭による個人情報の開示請求

この試験について、次のとおり自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができる。

(1) 開示を行う内容 総合得点

(2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医療政策総室

(3) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月間  
(閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)

(4) 開示請求できる者 受験者本人

- (5) 開示請求方法 受験票等本人であることが確認できる書類を持参すること。
- (6) 開示方法 口頭による。
- 9 試験問題、正答及び不適切問題の公表
  - (1) 公表期間 合格発表の日から 2 週間
  - (2) 公表手段 熊本県ホームページ
- 10 問い合わせ先
  - 熊本県健康福祉部医療政策総室看護班
  - 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 0 6

**登載依頼**

**熊本県公安委員会規則第 1 1 号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第 4 2 条」を「第 4 2 条の 3」に改める。
- 第 3 条第 1 項第 5 号を削る。
- 別表第 1 の 2 下肢不自由の項中「3 級の 1」を「4 級」に改める。
- 別記様式第 2 号中「（□ 1 級～ 3 級の 1 □ 3 級の 2～ 5 級）」を「（□ 1 級～ 4 級 □ 5 級）」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（熊本県道路交通規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則（平成 1 9 年熊本県公安委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 3 項の表下肢不自由の項中「3 級の 2、3 級の 3、4 級及び」を削る。  
（熊本県道路交通規則の一部を改正する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この規則施行の際、現に改正前の熊本県道路交通規則の一部を改正する規則附則第 3 項に該当する者（障害の区分が下肢不自由である者であって、障害の級別が 3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級であるものに限る。）に交付されている別記様式第 4 号の 2 の標章は、当該標章の有効期限までの間、改正後の熊本県道路交通規則第 3 条第 1 項第 4 号オ（ア）に該当する者に交付された別記様式第 4 号の 2 の標章とみなす。

**熊本県公安委員会告示第 1 6 号**

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成 1 3 年熊本県公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）第 1 7 条第 1 項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 1 2 条の 3 の診断を行う医師を平成 2 1 年 9 月 1 6 日付けで次のように指定したので、規則第 1 7 条第 3 項の規定により告示する。  
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

医師の氏名	診断を行う医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
三笥 宏	医療法人社団映和 みとま神経内科クリニック 熊本市新大江二丁目 5 番 12 号	法第 5 条第 1 項第 2 号に規定する銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号。以下「政令」という。）で定める病気（政令第 5 条の 2 第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者	指定日から起算して 3 年間
相澤 明憲	医療法人佐藤会	同上	同上

	弓削病院 熊本市龍田町弓削679番地2		
緒方 明	医療法人信和会 城ヶ崎病院 玉名市伊倉北方265番地	政令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者	同上
山角 公明	医療法人カジオ会 八代病院 八代市郡築一番町179番地	同上	同上
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市上代九丁目2番20号	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	同上
木村 武実	独立行政法人国立病院機構菊池病院 合志市福原208番地	同上	同上

**熊本県医療審議会公告第2号**

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。  
平成21年9月29日

熊本県医療審議会  
会 長 北 野 邦 俊

- 1 開催日時  
平成21年10月6日（火）  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 医療法人の設立認可について  
(2) 医療法人の理事長選任特例認可について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続き  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）  
（電話096-333-2205）